

令和4年度
商店街チャレンジ戦略支援事業
総合マニュアル
〈一問一答版〉

「【資料番号3】実績報告書作成マニュアル〈図解版〉」

とあわせてご活用ください。

〈お問い合わせ先〉

大田区商店街連合会

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザPiO 5階

電話 03-3731-8500 FAX 03-3730-0800

E-mail : uketsuke@otakushoren.com

〈資料作成元〉

大田区 産業経済部 産業振興課

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザPiO 4階

電話 03-5744-1373

E-mail : shogyo@city.ota.tokyo.jp

本資料は、ここからダウンロードできます



この「総合マニュアル」は、商店街チャレンジ戦略支援事業のイベント事業・活性化事業の具体的な補助対象等について、一問一答形式で解説しています。

(※地域連携型商店街事業費補助金については、補助対象等の取扱いが一部異なります。

詳しくは、産業振興課へお問合せください。)

広く制度をご案内するため設問数が多くなっています。上記QRコード等から大田区ホームページに掲載の同資料PDF版にて、検索機能等をご活用のうえ、ご覧いただくことを推奨します。

(※エクセル版が必要な商店会は、大田区産業振興課までご連絡ください。)

＜ 補助事業全般 ＞

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
1	補助対象者について	区内の商店会は申請可能か。	団体届及び添付書類(会則または規約、役員および構成員名簿、最寄り駅からの配置がわかる位置図、直近12か月の決算書類)を届出た区内商店会です。	1-1	1		
2	補助対象者について	商店街の連合会は申請可能か。	商店街振興組合法又は中小企業共同組合法により設立された商店街の連合会、あるいは、大田区商店街連合会は対象です。その他の連合会(地域ごとに組織された連合会等)は対象外です。	1-2			
3	補助対象者について	業種別組合等は申請可能か。	本補助金は業種別振興を目的としていないため対象外です。	1-3			
4	補助対象者について	大型寄合店は申請可能か。	大型店が会員として商店街事業に参加することは可能です。ただし、大型寄合店が補助金の申請者になることは不可です。	1-4			
5	補助対象となる事業	どのような事業が補助対象か。	商店街が主体的に実施し、商店街の活性化が期待できる事業が対象です。具体的な事例は「大田区商店街支援事業の案内」をご覧ください。		2～11		
6	補助対象となる事業	申請できる事業数に上限はあるか。	1か年度あたりの申請可能数は、次のとおりです。 ・イベント事業・・・2事業まで ・共催するイベント事業・・・1事業まで ・活性化事業(キャッシュレス対応事業を除く。多言語対応を含む)・・・1事業まで ・キャッシュレス対応事業・・・1事業まで	2-4 2-5	2～11		
7	補助対象となる事業	小額支援事業はどのような商店会が申請できるのか。	これまで商店街活動を実施できなかった商店街が活動再開のきっかけとして利用し、活動を軌道に乗せるまでの利用を想定しています。 補助率は8/9、補助限度額は88万8千円です。	2-6	3、5		
8	補助対象となる事業	小額支援事業には要件があるか。	申請の条件は、次の2つです。 ①直近2年間、当補助金の申請をしていないこと。 ②防災や環境等のテーマを設定し事業を開催すること。 なお、2か年にわたり同一内容の申請が可能ですが、3年目以降は、通常のイベント事業で申請してください。	2-6	3、5		
9	補助対象となる事業	小額支援事業は、活性化事業も対象か。	イベント事業、活性化事業が対象です。	2-6	3、5		
10	補助対象となる事業	事業を実施する時期は商店街が決めてよいのか。	4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施した事業が補助の対象です。 4月以前の周知や物品を発注・購入する経費は対象外となりますので、ご注意ください。	5-1			
11	補助対象となる事業	年度がまたがる事業は補助対象となるか。	年度をまたがる事業の実施は認められていません。	5-1			

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
12	補助対象となる事業	100万円以上の経費については、複数見積が必要か。	100万円以上の経費は、3社以上の見積書を添付してください。	8-2	5~7	21、23	
13	領収書について	領収書は原本を提出する必要があるか。	写しを提出してください。原本は5件間の保管をお願いします。			5、6	
14	領収書について	領収書の代わりに請求書等の写しを提出してもよいか。	領収書は、次の提出方法があります。 ①領収書(内訳がわかるもの) ②レシート(あて名・但書を補記したもの) ③請求書+銀行振込控 ※地域連携型事業で支払い先から領収書が取得できない場合 ①口座振込控え(現金振込不可)、②預金通帳の写し(会名及び振込額が分かるもの)、③明細が分かる資料(請求書等)を添付することで領収書の代用可。 インターネット取引等で領収書が発行されないことが事業者の約款等で明示されている場合は約款等の写しの提出が必要。			5、6	
15	領収書について	領収書のあて名は、商店街名でよいか。	あて名は、商店街の正式名称としてください。略称や愛称は不可です。			5、6	
16	領収書について	但書はどのように記載すればよいか。	補助事業にかかる経費であることがわかるように、正式事業名や経費名称を記載してください。 (例)夏祭り 景品購入費(タオル代@100×100個) (例)装飾灯建替え事業			5、6	
17	領収書について	内訳はどのように記載すればよいか。	単価と数量等の詳細を記載してください。			5、6	
18	領収書について	但書に内訳が書き切れませんか。	購入内容が多く但書に内訳が書き切れない場合は、見積書や請求書など内訳のわかる書類を提出してください。 ただし、但書には事業名や経費名等は記載してください。			5、6	
19	領収書について	抽選会の景品等を会員から購入してよいか。	会員から物品を購入する場合は、生業者に限ります。			19	
20	領収書について	収入印紙の貼付は必要か。	税抜5万円以上の領収書に必要です。区内共通商品券の購入の場合は、金額問わず不要です。			5、6	
21	領収書について	クレジットカードで支払った場合は、補助の対象か。	クレジットカードの支払いは原則不可です。やむを得ず使用した場合は、付与されたポイントを差し引きます。ポイントの明細が提出できない場合は、対象外となります。引き落とし日は当該年度内(3月31日まで)である必要があります。	10-4		20	
22	領収書について	ポイント等で支払った場合は、補助の対象か。	ポイント等で支払った場合は、対象外です。 また、ポイントカードでポイントを取得する行為は、補助金を利用した反射的利益の享受にあたりますので、利用しないでください。ポイントを取得した場合は、補助対象経費から差し引きます。	10-4		20	
23	領収書について	会場設営費が100万円以上かかった。見積書は必要か。	100万円以上の支払の場合は、事前に3社以上から取得した見積書を提出してください。	8-2		21、23	
24	事業年度中の変更の取扱い	交付決定を受けた事業の内容変更、あるいは、中止は可能か。	<イベント事業><活性化事業>の変更・中止にかかる設問をご確認ください。	2-10			

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
25	事業年度中の変更の取扱い	事業を申請した後に、商店会名を変更した。手続きはあるか。	「変更等承認申請書」にて、商店会名変更の旨を届け出てください。	10-3			
26	事業年度中の変更の取扱い	商店会の合併があり、交付決定を受けた商店会とは別の名称となる。	合併や統合により別組織となった場合でも、街区、資産、会員に連続性があること、変更前の商店会の決算書類が揃っていることを条件に、引き続き補助対象とします。	10-7			
27	事業年度中の変更の取扱い	商店会が分離したため、交付決定を受けた商店会とは別の名称となる。	分離前の商店会の決算書類が揃っているうえで判断します。産業振興課へご相談ください。	10-7			

< イベント事業 >

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
28	補助対象となる事業	3か月間行うイベントを考えている。実施期間について問題ないか。	「連続する期間に行われる事業」が補助の対象です。数か月間に渡り実施する商店街事業は、実施内容に連続性があることが補助対象の要件となりますので、産業振興課までご相談ください。	2-2			
29	補助対象となる事業	1か月の間に抽選会を2回実施する。一つの事業として申請可能か。	「連続する期間に行われる事業」が補助の対象です。一定の連続する期間内の同一イベントも含まれます。	2-3			
30	補助対象となる事業	同時に2つの事業を実施することは問題ないか。	同一商店街が行うイベント事業は、共催事業を含め重複しないことが適切だと考えます。ただし、事業効果等を明確にすることができれば、この限りではありません。	2-10			
31	補助対象となる事業	同一名称のイベントを春と秋に2回実施する。同一名称での申請は問題ないか。	問題ありません。ただし、事業名に付番したり開催時期を明記するなど、2つの事業を区別してください。				
32	補助対象となる事業	周知物を作成のみを行う事業は対象となるか。	周知物(チラシ・ポスター・ガイドブック・フラッグ等)を作成するのみの事業は対象外です。	2-7	2		
33	補助対象となる事業	イルミネーション装飾のみを実施する事業は対象となるか。①	イベント性があることを鑑み、商店街自らが企画運営に携わることを条件に補助対象となります。	2-7			
34	補助対象となる事業	イルミネーション装飾のみを実施する事業は対象となるか。②	商店街の主体性を確認するため、総事業費の50%以上がイルミネーション装飾にかかる費用の場合は、商店街自らが企画運営したことがわかる書類(企画書、議事録等)をご提出ください。	2-7		20	
35	補助対象となる事業	事業の一部を委託する事業は対象となるか。	当補助金は、商店街主体的に実施する事業を補助するものです。したがって、商店街の主体性を確認するため、総事業費の50%以上を1社の委託費が占める場合、又は、委託費に複数の経費(例: 広告物製作費とステージ設営費)が含まれる場合は、商店街自らが企画運営したことがわかる書類(企画書、議事録等)をご提出ください。			20	
36	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントを中止することは可能か。	可能です。「変更等承認申請書(様式番号16)」を提出し、中止の旨を申し出てください。	2-10 2-11			

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
37	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントの一部を中止することは可能か。	可能です。イベントを構成する要素(期間中のセール、抽選会や模擬店開催、記念品配布)が一つでも実施されていれば「一部中止」とします。	2-10 2-11		21	
38	補助対象となる事業	悪天候によりイベント当日に、一部中止を決定しました。	イベント途中に一部中止となった場合、速やかに(土日開催の場合は、翌開庁日の始業後すぐ)産業振興課へ連絡してください。変更申請が必要かどうか判断します。	2-11 5-4		21	
39	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントの内容を変更することは可能か。	大幅な変更は認められません。事業目的や効果が変わらない範囲で、事業名や内容の変更は認められる場合があります。必ず事業実施前に、産業振興課へご相談ください。	2-11		7	
40	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントの実施時期を変更することは可能か。	実施時期が3か月を超えて変更となる場合は、「変更等承認申請書(様式番号16)」に、具体的な変更内容を記載し、当初の実施時期より前に、提出してください。	2-11		7	
41	補助対象となる事業	オンラインツールを活用したイベントは実施可能か。	以下の2点を、満たす場合は補助対象となります。 ①来街促進となるオンライン事業(例:配信動画内のキーワードを商店街店舗で言うと特典がある等) ②期間限定である場合	2-8 2-9			
42	共催の扱い	商店街等以外の団体等との共催は対象か。	実施主体に商店街等以外の団体(町会、自治会等)が含まれる場合は対象外です。商店街等が主催するイベント事業に、地域の団体等が参加することは可能ですが、補助対象となるのは商店街が負担した経費のみです。	3-1			
43	共催の扱い	実行委員会を設置して事業を実施することは可能か。	可能です。実行委員会の構成員は商店街等に限ります。	3-2			
44	共催の扱い	補助額に上限はあるか。	2会以上の共催の場合は、補助上限額が1200万円となります。景品・記念品購入費の補助上限は180万円となります。	5-5	2~11		
45	共催の扱い	補助率に変わりはないか。	補助率は単会が実施する事業と同じです。	4-3			
46	共催の扱い	それぞれの会の補助交付額はどのように算定されるのか。	負担割合に応じて各商店会の補助対象経費を算出したのち、これに補助率を乗じて補助交付額を算定します。ただし、地域連携型の場合はチャレ戦とは異なり、補助対象経費に補助率を乗じて補助交付額を先に算定し、その後、各会の負担割合を乗じます。	4-3			
47	共催の扱い	交付申請に添付が必要な書類は何か。	①補助金交付にかかる手続きを代表商店会が行うこととする協定書(様式自由) ②代表商店会を申請者とする申請書1通+経費の負担割合を記載した経費按分表(様式番号24)		2		
48	共催の扱い	実績報告に添付が必要な書類は何か。	代表商店会が作成した実績報告書1通+経費の負担割合を記載した経費按分表(様式番号24)を提出してください。		2		
49	共催の扱い	経費の負担割合が、10:0でも共催としてよいか。	負担額が0円となることは想定していません。又、経費負担割合は原則等分です。そうでない場合は、理由を添えて経費按分表を提出してください。	3-3	2		
50	共催の扱い	交付申請時と実績報告時に負担割合を変更してもよいか。	変更することは原則不可です。変更となる場合は、実績報告時に理由を添えて経費按分表を提出してください。	3-4	2		

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
51	共催の扱い	実行委員会を組織する場合、会計処理はどのように行えばよいか。	共催により事業を実施する場合は、次の3通りが考えられます。 ①実行委員会を組織し、実行委員会が経理処理を行う ②実行委員会を組織し事業を企画運営するが、各商店会または代表商店会が経理処理を行う ③実行委員会を組織せず、各商店会または代表商店会が経理処理を行う このうち、①は事実上商店会とは異なる団体が事業を実施し、経理処理を行うことになるため、実行委員会が補助対象者である商店会により適切に運営され、且つ経理処理が行われていることを確認するため、実行委員会の会則、名簿、及び実行委員会の収支報告書類を提出してください。			21	
52	共催の扱い	交付される補助金は代表商店会の口座に振込まれるのか。	代表商店会の口座に振込みます。その後、代表商店会と共催先の商店会の間で経費負担割合に基づいて適切な授受をしてください。 なお、各会が授受した補助金は会ごとの決算書類に適切に計上してください。				
53	周知費	どのような経費が周知費として補助の対象か。	イベントを告知するために要した費用が対象です。以下は例示です。 ・ポスター・チラシの作成費、フラッグ・のぼり旗・横断幕の製作費 ・イベント告知専用HP作成費 ・新聞折込・ポスティング ・雑誌等への広告掲載料 ・抽選券・福引券等の作成費 判断に迷うものは、産業振興課へご相談ください。			3	
54	周知費	周知物に必ず掲載しなければならないことはあるか。	交付決定を受けた商店街の正式名称・イベント事業名は必ず記載してください。通称名や略称は原則不可です。又、景品や記念品を配布する場合は、周知物に掲載することにより必ず事前周知してください。			7	
55	周知費	交付決定を受けたイベント事業名は「中元売出し」だが、ポスターには「中元大売出しセール」と記載した。補助対象として認められるか。	事業名を変更する場合は、変更の申請を行い承認される必要があります。軽微な変更の場合は、この申請が不要な場合もあります。必ず事業実施前に、産業振興課までご相談ください。 例)交付決定を受けた事業名→「中元売出し」 ポスターに記載した事業名→「中元大売出しセール」 申請が必要な場合は、「大田区商店街チャレンジ戦略支援事業変更等承認申請書」(様式番号16)を提出し、事業目的及び事業内容に変更がなく、事業名を変更したことを理由を添えて申し出てください。	2-11 5-4		7	
56	周知費	周知物にはイベントと無関係な内容を掲載してもよいか。	イベントに関係のないことは原則掲載できません。	5-2		7	
57	周知費	広告料を受けた企業の名前は掲載してよいか。	協賛金や広告料を受けた団体等の情報については掲載可能です。ただし、収益計上が必要です。			7	
58	周知費	同時期に行う商店街の別イベントを掲載してしまいました。補助の対象外となるか。	限定的に以下にあてはまる場合は、対象とします。 ・当該商店街が実施する事業であること ・周知物の面積1/10以下であること 面積1/10を超えた場合は、面積按分で一部対象とすることはせず、作成費すべてが対象外となります。	5-2			
59	周知費	地域団体が実施するイベントのポスターへ、商店街名、イベント事業名を掲載した。掲載料は当該イベントの周知費として計上してよいか。	広告掲載料は対象となりますので、広告の体裁をなしている(事業名、実施期間、商店街名等の記載があること)ものは対象です。ただし、商店街名のみ掲載は、商店街の経常的なPRにとしか成り得ないため、当該イベントの経費としては対象外となります。			7	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 街支 援業 の案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
60	周知費	個店で使える割引券(クーポン券)を掲載したチラシやパンフレットを作成した場合は対象となるか。	「個店の割引」が当該イベントの構成要素となっていること(中元セール等)を要件に、割引券を掲載したチラシやパンフレットの作成及び配布経費が対象となります。割引いた金額相当は補助の対象外です。 ※あわせて設問119もご確認ください。	5-3			
61	周知費	作成した抽選券が余った。抽選券の製作費はすべて補助の対象となるか。	「使用されなかったもの」は補助の対象となりません。よって、作成した抽選券が配布されず余った場合は、余った枚数の作成費は対象外となります。			19	
62	周知費	景品として用意した金券が、当選者が出ずに残った。金券制作費はすべて補助の対象となるか。	「使用されなかったもの」は補助の対象とならないことから、当選者が出ずに残らなかった金券の製作費は対象外です。			19	
63	周知費	周知物は現物を提出する必要があるか。	原則、現物を提出してください。大きいもので提出が困難な場合は、掲示の様子がわかる写真を提出してください。デザインデータや、詳細がわからない写真は不可です。			7	
64	周知費	ホームページを活用して周知した経費は対象となるか。	イベント専用のホームページの新設またはその更新にかかる費用が対象です。 イベント専用とは、ドメイン名(イベント名.com)がイベント名等であり、限定的に制作したことがわかり、既存の商店会ホームページの表示とは異なる形でページが出現するものをいいます。			7	
65	周知費	商店街のホームページに、イベントの掲載を追加しました。	既存の商店会ホームページを更新しイベント周知を掲載した費用については、経常的な経費と判断し対象外となります。			7	
66	周知費	サーバーレンタル費を年間契約しました。補助の対象になるか。	イベント専用のホームページのためのサーバーであり、且つ、ホームページ公開日からイベント終了日までのレンタル費が補助の対象です。			7	
67	会場設営費	どのような経費が会場設営費として補助の対象となるか。	<p>以下は例示です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント企画、運営、会場警備、廃棄物処理等の委託に要する経費 ・イベント会場の賃借料 ・会場内の案内掲示物等の作成費 ・舞台設営、電気工事、装飾取付・撤去、音響設備等にかかる経費 ・机、イス、テント等のレンタル費 ・会場設営のための備品レンタル、購入費 ・模擬店の食材、包材の購入費 ・必要な機器、機材等のレンタル費等 <p>判断に迷うものは、産業振興課へご相談ください。</p>			3	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区 商店街 支援 事業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
68	会場設営費	具体的な品目で教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ、テント、やぐら、仮設トイレの設営・撤去費用 ・電気配線、照明取付・撤去工事費用 ・音響機材・会場機器(トランシーバ等)レンタル費用 ・テーブル・イス・テントレンタル費用 ・模擬店等で使用するゲーム機材のレンタル費 ・ロープ、ねじ、釘、結束バンド、角材等の模擬店設営資材費 ・横断幕・フラッグ取付・撤去費用 ・提灯、サンタ人形、イルミネーション、笹、しだれ、万国旗、門松、花鉢等の会場装飾品購入・設営・撤去費用 ・会場警備委託費 ・のぼり旗竿、ブルーシート、ゲージ、カラーコーン、金魚すくい水槽、ビニールプール、桶等の備品購入・レンタル費用 ・会場賃借料、控室・景品保管賃借料、駐車場代 ・模擬店食材、包材、燃料購入費用 ・発電機レンタル費用、燃料用ガソリン等費用 ・会場装飾に必要な電気代、臨時電灯料 ・迂回案内・通行止め立て看板、出玉表・景品一覧表等の会場内掲示物の製作費用 <p>判断に迷うものは、産業振興課へご相談ください。</p>			3	
69	会場設営費	実績報告に必要な添付書類は何か。	<p>設営状況がわかる写真(設営風景、工事風景、購入物やレンタル品を写した写真)を必ず提出してください。写真の提出がない場合、対象外になる可能性があります。また、備品の場合は備品台帳を提出してください。</p>			8	
70	会場設営費	備品台帳とは何か。	<p>事業実施に伴い購入した備品は、備品台帳を作成してください。</p> <p>自前の備品を使用することで発生した経費を計上する場合(自前エプロンのクリーニング代、商店街が過去に制作したフラッグの取付費用など)も備品台帳を備えてください。</p> <p>備品台帳の様式は任意のものか、様式番号41を活用してください。</p>			19	
71	会場設営費	会場設営及び当日運営を委託することは可能か。	<p>イベント運営委託費は補助の対象です。1社の委託費が総事業費の50%以上が占める場合、又は、委託費に複数の経費(例:広告物制作費とステージ設営費)が含まれる場合は、商店街が主体的に企画したことがわかる企画書や議事録等の書類を実績報告時にご提出ください。又、委託事業者が作成した委託内容の詳細がわかる書類もご提出ください。なお、1件100万円以上の契約には3社以上の見積書の提出が必要です。</p>			20	
72	会場設営費	会員の店舗を抽選会場として賃借しました。賃借料は補助対象となるか。	<p>商店会の生業ではない会員や生計を同一にする親族から借り上げた場合は対象外です。賃借した場所がわかる写真を提出してください。また、賃借可能期間は、イベント実施期間とその前後各1日です。</p>	5-20 5-38		8	
73	会場設営費	イベント備品を一時保管するための倉庫を賃借しました。対象となるか。	<p>商店会の生業ではない会員や生計を同一にする親族から借り上げた場合は対象外です。賃借した場所がわかる写真を提出してください。また、賃借可能期間は、イベント実施期間とその前後各1日です。</p>	5-20		8	
74	会場設営費	来街者用の駐車場を借りました。補助対象となるか。	<p>イベントのための駐車場賃借料は対象となります。駐車場であることがわかる写真を提出してください。</p>	5-39			
75	会場設営費	来街者が時間貸駐車場に駐車した場合の駐車代を商店街に請求された。補助の対象となるか。	<p>駐車目的がイベントへの来街かどうか客観的に判断できないため、対象外となります。</p>	5-39			

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 街支 援業 の案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
76	会場設営費	イベントは週末の2日間で実施したが、準備を含めて3日間会場を賃借した。すべて対象となるか。	原則はイベント実施日のみが対象です。準備や撤去に時間を要する特別な理由がある場合のみ、前日又は後日の各一日も対象とします。	5-20		8	
77	会場設営費	備品は補助の対象となるか。	原則、汎用性の高い備品は対象外です。事業実施に直接関係ないものや、使用実績のないものは対象外となります。以下は例示です。 【対象】 ・のぼり旗の竿、ブルーシート、ゲージ、カラーコーン、ゲーム台資材等の会場設営備品 ・金魚すくい水槽、ビニールプール、桶、焼き台、焼き網等の模擬店等備品 ・抽選箱、抽選玉、抽選器等の抽選会備品 【対象外】 調理用具(まな板、包丁、お玉等) 判断に迷う場合は、産業振興課へご相談ください。	5-22		19	
78	会場設営費	消耗品は補助の対象となるか。	消耗品は原則すべて対象外です。以下は消耗品の一例です。判断に迷う場合は、産業振興課までご相談ください。 【対象外例】 ・文房具、電球、インク・トナー、テープ類、ごみ袋、軍手、蚊取り線香等 例えば、周知物を印刷する際のコピー用紙・模造紙や会場装飾に使用した折り紙・テープ類は、使用用途と使用量が明確で、使用したことがわかる写真が提出された場合は、対象となります。また、例外的に、感染症拡大防止の観点から購入した消毒液やフェイスシールド等も使用した分量のみ対象となります。	5-22		19	
79	会場設営費	備品として抽選器を中古で購入しました。補助の対象となるか。	中古品の購入は差し支えありません。備品台帳に登載し、次年度以降も使用するのであれば、耐用年数等を考慮のうえ購入してください。	5-34			
80	会場設営費	備品である焼き台が故障したため修理を依頼しました。修理代は補助の対象となるか。	備品やレンタル品等の修理代は、経常的な経費と考えられるため対象外です。	5-35			
81	会場設営費	焼きそば200円と缶ジュース100円を販売する模擬店を実施します。模擬店にかかる経費は補助の対象となるか。	食材・包材購入費、備品のレンタル費用等、必要な経費は対象となります。消耗品は対象外です。判断に迷う場合は事前にご相談ください。			3	
82	会場設営費	模擬店の売上は報告が必要か。	模擬店にかかる経費を計上する場合は、売上は全て売上証明書に記載し、報告してください。総事業費から差し引きます。	7-1		17	
83	会場設営費	模擬店の材料費等を一切計上しない場合、売上は収益として報告する必要があるか。	模擬店開催にかかる一切の経費(食材費、包材費、備品購入費、テント・机等のレンタル費、人件費等)を計上しない場合、売上を報告する必要はありません。	7-3		17	
84	会場設営費	模擬店の経費及び売上について、一部分だけ計上及び報告することは可能か。	例えば、収益があった提供物を除く等して、一部の経費のみを計上することは認められません。模擬店すべてにかかる経費を計上し売上を報告するパターン、もしくは、模擬店にかかる全ての経費を計上せず売上も報告しないパターンのいずれかは認められます。	7-3		17	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 街支 援事 業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
85	会場設営費	商店街の飲食店がイベント時に模擬店を実施した。飲食店の模擬店に係る経費は計上して良いか。	商店街による開催ではなく、飲食店等の個店による模擬店の経費は対象外となります。その際の個店の売上は収益として報告する必要はありません。	7-3			
86	会場設営費	商店街の飲食店が模擬店を出店するためにイベント会場の一部を提供した。	イベント会場の一部を提供することは可能です。出店料を徴収する場合は、収益となりますので売上報告書を提出してください。			17	
87	会場設営費	商店街でキッチンカーを手配し、会員外の飲食店に料理の提供を依頼した。この場合、どのような経費が対象となるか。	飲食店の個別運営にかかる経費は対象外となります。キッチンカーがイベントを構成する欠かせない要素である場合に、イベントの周知や会場設営の一環として共通の経費や不可分の経費は対象となります。 ＜対象経費の例＞・周知物への掲載、テント等設営、キッチンカーレンタル費 ＜対象外経費の例＞・食材包材費、アルバイト賃金、キッチンカーで使用できる金券の作成・換金費 なお、会員が商店街による模擬店の一つとしてキッチンカー形式で出展する場合は補助対象となります。	7-4			
88	会場設営費	模擬店で缶ジュース300本を販売したうち、30本が売れ残った。補助の対象外か。	売れ残った30本の経費は対象外となります。缶ジュースのように、数量の算定が可能な提供物やゲーム景品等は対象外となります。			4	
89	会場設営費	模擬店で焼きそば300食を用意したうち、30食が売れ残った。補助の対象外か。	300食にかかる経費を補助対象とし、売上額は補助対象経費より差し引きます。缶ジュース等とは異なり、数量の算定が困難、且つ、保管や転用が不可能な提供物については、売れ残りにかかる経費を対象外とはしません。ただし、明らかに過剰に仕入れたと判断した場合は、過剰分にかかる経費は対象外となります。			4	
90	会場設営費	売出し期間中に会員店舗で「引換券」を配布し、イベント当日、「焼きそば」と引き換えられる模擬店を実施した。	模擬店において現金や金券での取引が発生しない場合を「無料模擬店」とします。焼きそばのように数量の算定が困難、且つ、保管や転用が不可能な提供物は、その食材、包材の購入費が対象であり、会場設営費に計上してください。※補助事業上は会場設営費に計上しますが、景表法の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。			4	
91	会場設営費	売出し期間中に会員店舗で「引換券」を配布し、イベント当日、「缶ジュース」と引き換えられる模擬店を実施した。	模擬店において現金や金券での取引が発生しない場合を「無料模擬店」とします。缶ジュースのように数量の算定が可能、且つ、保管や転用が可能な提供物は、その仕入等にかかる経費が対象であり、すべて引き換えられず残った場合は対象外となります。経費は記念品費に計上してください。			4	
92	会場設営費	売出し期間中に会員店舗で「引換券」を配布し、イベント当日、「景品付ゲーム1回」と引き換えられる模擬店を実施した。	模擬店において現金や金券での取引が発生しない場合を「無料模擬店」とします。景品付ゲームのように、三角くじ、ビンゴ、ガラポン等を活用し、結果に応じて景品が当たるゲームは景品購入費が補助対象となり、景品購入費へ計上してください。よって、景品受払簿の提出が必要となり、払われず残った景品は対象外となります。			4	
93	会場設営費	イベント期間中、商店街の個店でのみ使用可能なプレミアム付き金券を販売した。補助対象となるか。	次の2点を満たす場合に、プレミアム換金分以外の経費は、補助対象となります。 ・イベント期間のみ使用できること(通年等はイベント性が無いため不可) ・個店へ誘客することがイベントの欠かせない構成要素であること	7-10			

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 街支援 事業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
94	会場設営費	イベント期間中、商店街の個店で使用可能なプレミアム付き金券を販売した。経費はどのように算定するか。	経費の考え方は次のとおりです。 ・換金経費は、換金経費×販売単価／チケット利用可能額で算出します。 ・印刷経費は、使用した分はすべて対象とみなします。 ・プレミアム分は対象外です。	7-10			
95	会場設営費	イベント期間中、商店街の個店で使用可能なプレミアム付き金券を販売した。売上報告は必要か。	売上報告は必要です。チケット販売額×販売数量を報告してください。	7-10			
96	会場設営費	模擬店で使用する食材や包材は、すべて補助の対象になるか。	使用用途と使用量が明確な場合は、補助の対象となります。提供予定数から算定して、明らかに過剰だと判断される購入分は対象外とします。提供予定数と実際に提供された数量を確認するため、有料、無料に関わらず受払簿の提出してください。			3	
97	会場設営費	模擬店で使用する燃料としてプロパンガスを購入した。補助の対象となるか。	模擬店で使用した等、使用用途が明確な場合に、使用した分が補助の対象となります。	5-26		3	
98	会場設営費	会場設営で使用する資材の運搬にレンタカー及びガソリン代がかかった。補助の対象となるか。	必要な経費であれば対象となります。領収書等のほか、レンタカーを借り上げた期間や満タン返しのガソリン代等がわかる書類を提出してください。また、車両にかかる経費も含め運搬を知人等に依頼した場合は、謝礼として計上してください。	5-36			
99	会場設営費	会場の警備を委託した場合の委託料は、補助の対象となるか。	イベント実施期間に限る警備委託料は対象です。領収書のほか契約内容がわかる書類、警備している様子が見える写真を、提出してください。	5-37			
100	会場設営費	イベント内で、お菓子作りのワークショップを開催したい。開催経費は補助の対象となるか。	例えば定員を設けたワークショップを開催し、参加料無料とする場合、ワークショップで制作する制作物の仕入れにかかる経費は記念品費へ計上してください。よって、制作物と数量(定員人数)の事前周知が必要です。又、実績報告時には受払簿をご提出ください。対象経費は、制作物の仕入れにかかる経費やワークショップの企画運営を委託した場合の委託費等が対象となります。ワークショップ内で配布した資料等、企画内容がわかる書類と、開催の様子がわかる写真を提出してください。				
101	会場設営費	イベント会場に設置するブース看板や抽選会の出玉表を製作した。これらは会場設営費用に計上してよいか。	会場内に設置する案内板や掲示物は、会場設営費に計上してください。これらは周知物とは用途が異なるため、イベント事業名や商店街正式名称の記載は問いません。				
102	会場設営費	当日の悪天候により盆踊り大会を全て中止したが、事前にやぐらの設置を発注しており費用がかかった。補助の対象となるか。	原則として使用実績のないものにかかる経費は補助対象となりません。よって、盆踊り大会の開催を全て中止した場合は、やぐら設置にかかる費用は対象外です。また、事業者へ支払うキャンセル料やポスターやチラシ等事前に配布した周知物にかかる費用も対象外です。	2-9 5-4		21	
103	会場設営費	盆踊り大会当日、悪天候に見舞われたため、やぐらの周囲で踊る予定だった盆踊りは取りやめ、模擬店のみ開催した。この場合、盆踊り大会にかかった経費は補助の対象になるか。	一部中止となった場合、実施した部分にかかる経費は対象となります。また、天災地変の発生によりイベントの一部の実施を断念したものの、設営にかかった経費が発生している場合は、納入や設営・取付工事等の事実が写真等で確認できるもの限り、使用実績がなくても対象となります。	2-9 5-4		21	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
104	景品購入費	売出しの最終日に抽選会を開催します。用意した景品は補助の対象になるか。	景品1つあたりの上限2万円まで、及び景品総額90万円(共催の場合は180万円)までが対象です。	5-5		9~11	
105	景品購入費	補助の対象とならない景品はあるか。	主に対象外となるものは次のとおりです。 ・現金 ・宝くじ ・大型店の商品券 ・周知がされていないもの ・プレミアムを付加した商品券等のプレミアム部分			9~11	
106	景品購入費	単価3万円の自転車を景品にした。補助の対象となるか。	景品1つあたりの単価上限2万円までが対象となります。上限を超過する1万円分は対象外です。	5-5		9~11	
107	景品購入費	商店街の店舗とイベント当日に模擬店等でも使用できる商店街の商品券(金券)を景品に用意した。経費は対象となるか。	商品券(金券)の制作にかかる経費や、商店街の店舗やイベント当日の模擬店で使用された実績を換金簿等で提出された場合は、補助の対象です。模擬店とは、イベントのために商店街が主催した模擬店に限ります。イベントに合わせて店舗等が実施する模擬店で使用されたとしても、その換金分は補助の対象にはなりません。	5-10			
108	景品購入費	商品券(金券)を換金した場合、必要な提出書類は何か。	次のいずれかの書類を提出してください。 ①商品券(金券)を換金した際に、店舗が発行する領収書 ②個店ごとに署名、捺印、換金した商品券(金券)の枚数、換金額を記載した換金簿	5-11		10	
109	景品購入費	景品は出玉表を作成し当日会場に掲示しましたが、イベントを告知するポスターやチラシには記載しなかった。	チラシやポスター等に掲載し事前周知が必要です。やむを得ず事前に周知が出来なかった場合は、当日会場にて周知し、周知したことがわかる写真や出玉表等を提出してください。	5-7		6、12	
110	景品購入費	事前周知する内容は何ですか。	等級、景品の内容、景品本数を周知してください。	5-7		6、12	
111	景品購入費	抽選会の景品を用意したが、事前周知及び当日に周知しなかった。	周知されていない景品・記念品は対象外です。	5-7		6、12	
112	景品購入費	景品を「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合は、補助の対象となるか。	景品は特定行為の優劣等により提供するもの(抽選会やビンゴ等)であり、射幸心を煽り参加者を募るために、おのずと景品の等級に差をつけざるを得ません。よって、景品購入費にかぎり、次の要件を全て満たす場合のみ、具体的な個数の表記ではなく、「もれなく」や「全員に」も可とします。 ①「もれなく」や「全員に」の表記が末等に限定されていること。 ②他の等級全てでは個数の周知がされていること。 ③くじの総数から、末等を含めた景品配布総数が把握できること。	5-9		6、12	
113	景品購入費	景品の特等「お菓子1年分」とポスターに周知した。実際は、365個の袋菓子を進呈した。この場合、個数の周知は「1年分」という記載で問題ないか。	景品及び記念品は、品名と数量を原則ポスター等で事前に周知する必要があります。実際は365個の景品を購入し、ポスターの周知は「1年分」と記載することは、社会通念上1年分は365個と説明がつくことから問題ありません。				

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 街支 援事 業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
114	景品購入費	受払簿とは何か。	景品・記念品を配布した場合は、必ず受払簿を作成し、原本を提出してください。様式番号38(同じ項目が盛り込まれていれば、任意の様式可)を使用して作成してください。	5-8		10,12	
115	景品購入費	個人別受払簿とは何か。	500円相当以上の景品や景品本数50本以下の景品を払い出す場合は、当選者の署名(個人別受払簿)を原則提出してください。	5-8		10,12	
116	景品購入費	当選者が出なかった景品が残った。補助の対象となるか。	当選者が出ず残った景品は対象外です。受払簿に受数(準備数)、払数(当選者数)、残数を記入いただき、残数分を対象外とします。	5-8		10,12	
117	景品購入費	当選者に署名を依頼したところ断られた。個人別受払簿が提出できない場合はどうしたよいか。	苗字のみの署名も可です。あるいは、景品受け渡しをしていることがわかる書類(個人の特定に配慮し、後ろ姿や情景を写した写真)を提出してください。	5-8		10,12	
118	景品購入費	夏祭り、1枚100円のビンゴカードを販売し、はずれなしのビンゴ大会を実施する。このルールに問題はないか。	抽選券やビンゴカードを販売することは富くじに当たらないか確認が必要です。富くじとは、番号札や券を販売し、当選者だけが利益を得られるものです。刑法187条では、富くじの販売は禁止されており、有料くじを販売すること、あるいは、落選者が財産を失うこと(くじを購入した分の金銭を失う)が抵触の要件です。 なお、販売したとしても、はずれなし、且つ、景品の最低価格がくじの販売価格以上であれば、購入者が財産を失うことにはならないため富くじとは見做しません。この場合、ビンゴ当選者へ進呈する品物は景品購入費へ計上し、受払簿を提出してください。ビンゴカードの売上は収益として報告してください。	5-12			
119	景品購入費	抽選会の景品で、商店街の店舗で使用できる「20%OFF券」を用意した。補助の対象になるか。	対象外です。景品として割引券を発行することは「商品券等の特典又は割引を付加する事業」に該当するため、印刷経費や割引相当額分は対象外となります。 ※あわせて設問60もご確認ください。	5-13			
120	景品購入費	抽選会の景品で、商店街の店舗で使用できる「500円割引券」を用意した。補助の対象になるか。	「500円割引券」は「500円商品券」と同じことなので「500円割引券」の制作費用及び換金相当分は対象となります。景品購入費へ計上し、受払簿を提出してください。	5-13			
121	景品購入費	スタンプラリーを行い、達成者には商店会の店舗で使用できる食事券を進呈した。補助の対象となるか。	スタンプラリーの台紙やお食事券の製作費は会場設営費へ計上してください。お食事券が換金された際の換金分は換金簿等の提出をもって対象となり、景品購入費へ計上し、受払簿を提出してください。使われなかった場合の食事券は換金された実績はないため対象外です。、配布された食事券の製作にかかる費用は対象となります。			9,10,11	
122	景品購入費	抽選会の景品に日用品の詰め合わせを用意した。洗剤とごみ袋や石鹸とラップといったように、詰め合わせの内容が様々であってもよいか。	詰め合わせの内容について、いくつかのパターンがあることは構いません。その場合、全てのパターンがわかる写真を提出してください。写真から確認ができないものは対象外となりますのでご注意ください。			11,13	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 街支援 事業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
123	景品購入費	商店街のポイントカードがある。満点のカード1枚で、抽選会に1回参加できるルールを作った。この場合、どのような実績報告が必要となるか。	商店街独自のポイントカード事業にかかる経費は対象外です。ただし、次の3点をすべて満たすことを条件に、満点カードを活用した景品購入費に限り対象とします。 ①商店街のポイントカード事業の会計報告が適正になされていること。 ②ポイントカードを所有しない者も含め、誰もが参加できる抽選会を実施していること。 ③満点カードでの参加者について、カードが満点になったら本来使用できる金額相当を、商店街の収益として報告すること。 (例えば、カードが満点になると商店街で500円相当のお買物に使用できる場合、満点カードでの抽選会参加者が5人いれば、500円×5人＝2,500円が収益額として報告が必要です。)	5-6		18	
124	景品購入費	売出し期間中に会員店舗で「お菓子交換券」を配布し、夏祭り当日の模擬店に交換券を持参した方にお菓子と交換した。補助の対象となるか。	「お菓子交換券」の製作費は、周知費に計上してください。お菓子の購入費は、記念品購入費へ計上してください。記念品にあたるため、事前周知(配布する品名及び数量)と受払簿の提出が必要です。			3	
125	記念品購入費	先着200名にうちわを無料配布したが、ポスター等で配布することを周知しなかった。補助の対象になるか。	チラシやポスター等に掲載し事前周知が必要です。やむを得ず事前に周知が出来なかった場合は、当日会場にて周知し、周知したことがわかる写真等を提出してください。	5-14		12	
126	記念品購入費	来街者にお菓子を無料配布したが、ポスターには個数を周知せず、「もれなく」と記載した。	記念品の場合は、明確な個数の周知が必要です。景品の末等のように「もれなく」や「全員に」だけでは周知したことになりません。	5-15			
127	記念品購入費	模擬店用に購入したおもちゃが余ったので、イベント会場で子ども達へ配った。記念品として補助の対象となるか。	記念品は、不特定多数の者にあらかじめ周知しているものが対象となります。余ったおもちゃを配布しても記念品とは見なせません。	5-16			
128	記念品購入費	記念品の配布実績の確認は必要か。	「使用実績のあるもの」を補助対象と規定していることから、必要です。配布実績を受払簿で確認します。準備数、払数、残数等を記入し、原本を提出してください。残数(余った分)は対象外となります。	5-18			
129	記念品購入費	商店街のポイントカードがある。満点のカード1枚をイベント会場に持参すると、先着50名に洗剤詰め合わせと交換できる。記念品として補助の対象となるか。	景品とは異なり、ポイントカードと引き換えた物品は記念品として見なせません。対象外です。	5-17			
130	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品表示法とは何か。	景品表示法は、一般消費者の利益の保護を目的として制定された法律です。正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)」といいます。				○
131	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品表示法の定めている景品類とは何か。	景品類とは、顧客を誘引する手段として、商品やサービスに付随して提供する粗品・おまけ・賞品・金銭等のことをいいます。 値引きやアフターサービスは該当しません。				○
132	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品類に規定されていることは何か。	過大な景品類の提供を防ぐために景品・記念品の総額や単価の最高額を制限しています。 違反した場合、法の規定では国の措置命令を経て、これに従わない場合は罰則(罰金・懲役)が科されます。				○

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事業 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
133	景品表示法 ＜景品・記念品共通＞	景品類の価額とは何か。	景品や記念品とするものが市販されているときの通常購入価格をいいます。仕入価格とは異なります。				○
134	景品表示法 ＜景品・記念品共通＞	取引価額を考えるときは税込みか。	消費税込みで考えます。				○
135	景品表示法 ＜景品・記念品共通＞	景品類の価額を算定するにあたり、インターネット上のショッピングサイトでの販売価格を参考にしたい。	景品類(景品・記念品)の価額は、通常購入するときの価格により算定します。よって、インターネットのショッピングサイトが購入する手段として通常なのであれば、インターネット上の販売価格を参考とすることができます。また、販売が終了している等、販売の実態がない場合は参考とすることができません。				○
136	景品表示法 ＜景品＞	抽選会やスタンプラリーの景品は、景品表示法上の何に該当するか。	景品類のうち「懸賞」に該当します。懸賞とは、抽選やじゃんけん等の偶然性、クイズ等の回答正誤、作品などの優劣の方法によって景品類を提供する相手を定めることや、提供する景品類の価額を定めることをいいます。※価額とは、景品とするものが市販されているときの通常購入価格をいいます。つまり、仕入価格とは異なります。				○
137	景品表示法 ＜景品＞	懸賞には種類があるか。	懸賞には「共同懸賞」と「一般懸賞」があります。定められた制約が異なります。				○
138	景品表示法 ＜景品＞	「共同懸賞」とは何か。	「共同懸賞」とは、振興組合または会員数30以上の協同組合及び任意会がに適用され、景品の総額は懸賞に係る売上総額の3%以内、景品最高額は30万円と定められています。				○
139	景品表示法 ＜景品＞	「一般懸賞」とは何か。	「一般懸賞」とは、会員数30未満の協同組合及び任意会がに適用され、景品の総額は懸賞に係る売上総額の2%以内、景品最高額は取引価額の20倍(取引価額5,000円未満の場合)又は10万円(取引価額5,000円以上)と定められています。				○
140	景品表示法 ＜景品＞	会員数が100店舗の任意会が、30日間の売り出しを実施するにあたり、特等から末等まで30本の景品を、総額50万円かけて用意した。景品表示法を遵守しているといえるか。	振興組合又は会員数30以上の協同組合及び任意会は、景品にかかる売上予定総額の3%以内と定められています。 例えば、会員100店舗のうち80店舗が参加する売り出しを30日間実施し、抽選会で特等から末等まで総額50万円の景品を用意したとします。 景品にかかる売上予定総額とは、売出し期間中である30日間に80店舗が売り上げる予定の総額を意味します。仮に1店舗あたり1日に3万円売り上げると、売上予定総額は7,200万円となります。景品の総額はこの3%以内となるため景品総額の上限は216万円となります。よって、総額50万円の景品を用意することは問題ありません。				○
141	景品表示法 ＜景品＞	会員数が25店舗の任意会が、15日間の売り出しを実施するにあたり、特等から末等まで10本の景品を、総額30万円かけて用意した。景品表示法を遵守しているといえるか。	会員数30未満の任意会は、景品にかかる売上予定総額の2%以内と定められています。 例えば、会員25店舗のうち20店舗が参加する売り出しを15日間実施し、抽選会で特等から末等まで総額30万円の景品を用意したとします。 景品にかかる売上予定総額とは、売出し期間中である15日間に20店舗が売り上げる予定の総額を意味します。仮に1店舗あたり1日に3万円売り上げると、売上予定総額は900万円となります。景品の総額はこの2%以内となるため景品総額の上限は18万円となります。よって、総額30万円の景品を用意することは問題となる可能性があります。				○

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
142	景品表示法 ＜景品＞	売上予定総額はどのように算定すべきか。	例えば、前年の同時期の販売実績や同様の売り出しを実施した際の販売実績等を参考として、合理的に算定してください。合理的に算定しているのであれば、結果的に、実際の売上総額が売上予定総額を下回り、景品の総額が売上総額の2ないし3%を超えたとしても、直ちに問題にはなりません。				○
143	景品表示法 ＜景品＞	商品の購入に関わらず参加できる抽選会を実施しました。提供できる景品の最高額・総額はいくらか。	商品やサービスの購入を条件としない場合の取引価額は、原則100円となります。例えば、「一般懸賞」だと、取引価額が5,000円未満の場合は、景品最高額は取引価額の20倍と定められているため、100円の20倍である2,000円となります。総額は、売上予定総額の2%以内となります。				○
144	景品表示法 ＜景品＞	ウェブサイトや郵便等による商品の購入に際し、先着順で〇名様にノベルティを提供する。これは景品と記念品のどちらにあたるか。	先着順で提供することは、原則、記念品（総付景品）に該当します。ただし、ウェブサイト、電話、FAX、郵便等による申し込みで購入し、購入者が申込時点で先着〇名以内に順列しているのか知ることができないのであれば、偶然性によって景品類の相手方が決定されることに等しいと考えられ、景品（共同あるいは一般懸賞）とみなされることがあります。				○
145	景品表示法 ＜記念品＞	記念品にかかる費用に限度があるか。	記念品（総付景品）の最高額は、取引価額により規定が異なります。 取引価額0円～1,000円・税込200円以内 取引価額1,000円以上・取引価額の2/10以内（税込） 取引価額とは、記念品とするものが市販されているときの通常購入価格をいいます。仕入価格とは異なります。				○
146	景品表示法 ＜記念品＞	盆踊り大会で無料のうちわを配布する。制作には1本あたり150円かかった。景品表示法上問題ないか。	来街者全員や先着〇名、あるいは、商店街で〇円以上お買い上げの方にプレゼントする場合は、景品表示法上、景品類のうち記念品（総付景品）にあたります。盆踊り大会に来場すればもらえるのであれば、取引価額が1,000円未満に該当しますので、記念品の最高額は税込200円となります。				○
147	景品表示法 ＜記念品＞	売出し期間中に、会員店舗で2,000円お買い上げの方全員に200円相当の粗品を進呈する。景品表示法上問題ないか。	取引価額が1,000円以上の場合、記念品（総付景品）は取引価額の2/10以内まで可能です。2,000円お買い上げの方に200円相当の粗品を進呈することは問題ありません。				○
148	景品表示法 ＜記念品＞	商店街でお買物するしないに関わらず、来街者全員にキャンディを配布した。景品表示法上問題ないか。	商品やサービスの購入を条件としない場合の取引価額は、原則100円となります。よって1,000円未満であり、税込200円以内の記念品を配布することが可能です。キャンディの取引価額が200円以内なのであれば問題ありません。なお、キャンディの取引価額とは、仕入価格ではなく、通常購入するときの価格を意味します。				○
149	景品表示法 ＜記念品＞	商店街で10,000円以上お買い上げの方全員に1,000円のキャッシュバックを行う。この場合、景品表示法の規制を受けるのか。	キャッシュバックなどの方法により支払った代金の割戻しを行うことは、値引と認められる経済上の利益に該当し景品類の規制の適用対象となりません。ただし、懸賞によりキャッシュバックを行う場合、割戻した金銭の用途を制限する場合や、同一企画において景品類の提供を行う場合は規制の対象となります。				○

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区 商店街 支援 事業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
150	景品表示法 ＜記念品＞	商店街でフリーペーパーを発行し、会員店舗で使用可能な10%割引券を付けた。このフリーペーパーを街頭で配布した場合に景品類の規制を受けるか。	フリーペーパーの発行元が景品類の規制を受けることはありません。ただし、割引券を利用した顧客と店舗間の取引において景品類が提供されることとなるため、規制の対象となります。複数の会員店舗で使用できる10%割引券は、記念品(総付景品)に該当します。そのため、取引価額に応じて、10%割引券の使用可能ルールを定めてください。 なお、補助事業上、景品として割引券を発行した場合、補助対象とはなりませんのでご注意ください(設問119参照)。				○
151	景品表示法 ＜記念品＞	商店街で2,000円以上お買い上げの方全員に、次回買い物で利用できる500円割引券を配布する。この割引券は記念品に該当するか。	自店・他店共通の割引券は景品表示法上の景品類に該当しますが、正常な商習慣に照らして適当と認められるものは、記念品(総付景品)の規制は適用されません。したがって、500円は取引価額2,000円の1/4であり、2/10を超えていますが、適当と認められるものは問題となりません。 ただし、500円割引券ではなく、特定の商品やサービスと引き換える券(ドリンク無料券、ケーキ1個引換券)や他店でのみ使用できる割引券(商店街が図書券を提供する等)は、総付景品の規制を受けず。 また、500円割引券を景品(共同または一般懸賞)として提供する場合は、懸賞の規制が適用されます。景品と記念品では規制が異なりますのでご注意ください。				○
152	景品表示法 ＜記念品＞	商店街で2,000円以上お買い上げの方全員に、次回買い物で利用できる20%割引券を配布する。この割引券は記念品に該当するか。	○割引券のように割引金額が一定の場合とは異なり、20%割引のように購入金額によって割引金額が異なる場合は、記念品(総付景品)の規制が適用されます。したがって、20%割引券を記念品として配布する場合には、取引価額によって最高額が規制されます。2,000円以上の取引の場合は、その2/10以内となるため20%割引券に割引上限400円を設ける場合は問題ありません。 ただ、設問119にあるとおり、割引券は補助対象となりません。「400円の商品券」であれば補助対象となる場合がありますので、ご検討ください。				○
153	出演料	出演者に謝礼を支払った。補助の対象となるか。	謝礼は、1団体につき1日あたりの上限額は100万円です。必ず、相手方より領収書を受け取り、実績報告時に提出してください。			14	
154	出演料	出演者に謝礼とお弁当を提供した。補助の対象となるか。	謝礼とは別に提供したものや交通費は対象外です。	5-19		14	
155	出演料	出演者に謝礼と交通費を支払った。補助の対象となるか。	謝礼とは別に支払った交通費は対象外です。	5-19		14	
156	出演料	出演者にお礼の品を渡した。補助の対象となるか。	物品購入の領収書と受領書の提出があれば対象となります。 謝礼と物品を両方渡した場合、物品は対象外です。	5-25		14	
157	出演料	出演者に食事代を渡した。補助の対象となるか。	相手方の領収書があれば対象となります。 謝礼と食事代を両方渡した場合、食事代は対象外です。	5-19		14	
158	出演料	事前打合せや練習日に対する出演料は補助の対象か。	イベント実施期間外の打合せや練習日にかかる出演料は、対象外です。	5-40		14	
159	出演料	振付料や講師料は出演料に計上してよいか。	原則は謝礼とし、その他諸経費へ計上してください。			14	
160	出演料	司会者に支払う謝礼は出演料に計上してよいか。	出演料に計上してください。			14	
161	出演料	行政機関へ出演に対する謝礼を支払った。補助の対象となるか。	消防団や警察署等の行政機関に対する謝礼や出演料は、対象外です。	5-23		14	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
162	出演料	行政機関の有志によるダンスチームに出演してもらい謝礼を支払った。補助の対象となるか。	「行政機関の有志」や「行政機関のサークルに対する謝礼は、行政機関そのものに対する支援ではないため問題ありません。	5-23		14	
163	出演料	出演者が10団体あり、すべての写真を撮り忘れた。	出演料を計上するためには、出演したことがわかる写真や周知物を提出してください。客観的に出演した事実が確認できない場合は、補助の対象とならない場合があります。			14	
164	その他諸経費	パレードの実施にあたり保険に加入した。保険料は対象となるか。	損害、傷害、イベント保険、賠償責任等の保険料は対象となります。イベント中止保険は対象外です。	5-21		16	
165	その他諸経費	保険の加入期間に定めはあるか。	イベント実施期間の前後数日(現実的には1～2日)が保険期間に含まれていても、準備・片づけ等に保険が必要といったような妥当な理由があれば、対象とします。	5-21		16	
166	その他諸経費	保険の被保険者に定めはあるか。	原則、来街者を被保険者とした保険にかかる保険料が対象となります。被保険者が商店街関係者(会員等)のみの場合は対象外です。	5-21		16	
167	その他諸経費	被保険者が厳密に分けられない場合は、対象となるか。	会場にいる全ての人が対象という保険の場合、被保険者の区分けについて、保険の契約上不可分であるといえる場合は、按分等で対象経費を算出するわけではなく、全額補助対象となります。	5-21		16	
168	その他諸経費	保険料を計上する場合、必要な書類は何か。	保険料がわかる領収書のほか、契約内容がわかる書類(申込書等)を提出してください。	5-21		16	
169	その他諸経費	アルバイトへ支払う賃金は補助の対象となるか。	商店街関係者や行政機関等関係者以外へのアルバイト賃金は対象となります。最低賃金法に定められた最低賃金以上、時給1,500円以下の賃金が補助の対象です。			15	
170	その他諸経費	アルバイトの従事内容は、どのような内容が対象となるか。	設営準備や資材の運搬、当日の会場整理や模擬店等の手伝いを想定しています。			15	
171	その他諸経費	アルバイト賃金を計上する場合、提出が必要な書類は何か。	相手方から受領した領収書を提出してください。但書には、従事内容、時給単価、従事期間、実働時間、休憩時間、を明記してください。また、アルバイトの様子がわかる写真を提出してください。			15	
172	その他諸経費	夏祭りのスタッフを商店街会員に依頼し謝礼を支払った。補助の対象となるか。	商店街関係者(事務員、会員、生計を同一にする家族や身内)は対象外です。	5-24		15	
173	その他諸経費	夏祭りのスタッフを商店街会員店舗の従業員に依頼し謝礼を支払った。補助の対象となるか。	従業員の休日に依頼した場合は、対象となります。ただし、休日の場合も、会員店舗の店主による従事命令である場合は対象外です。	5-24		15	
174	その他諸経費	夏祭りの会場設営に町会に手伝ってもらい謝礼を支払った。補助の対象となるか。	町会や市民消防隊等のボランティア等に対する謝礼は対象です。手伝いの様子がわかる写真と、相手方から受領した領収書を提出してください。			15	
175	その他諸経費	行政機関に手伝ってもらい謝礼を支払った。補助の対象となるか。	消防団や警察署等の行政機関に対する謝礼や出演料は、対象外です。	5-23		15	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 街支 援業 の案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
176	その他諸経費	アルバイトに賃金ではなく、お弁当を支給した。補助の対象となるか。	物品を支給した場合も対象となります。また、お弁当とお茶等、複数の物品も可能です。物品購入の領収書のほか、物品の受領書(様式番号42または任意様式)もご提出ください。	5-25		15	
177	その他諸経費	アルバイト謝礼のほか、お弁当を支給した。補助の対象となるか。	現金の謝礼のほか、食事代やお弁当、そのほか手土産等の物品を渡した場合は、現金謝礼のみ対象となります。			15	
178	その他諸経費	アルバイトへお弁当と物品を謝礼として渡した。補助の対象となるか。	現金謝礼ではなく、物品を複数渡す場合は、すべてが対象となります。物品の場合は、物品購入の領収書のほか、物品の受領書(様式番号42)または任意様式)もご提出ください。	5-25		15	
179	その他諸経費	来街者のケガや病気に備えて看護師等の派遣を依頼した。補助の対象となるか。	相手方から受領した領収書を提出してください。但書には、従事内容、時給単価、従事期間、実働時間、休憩時間、を明記してください。また、業務日誌や従事している様子がわかる写真を提出してください。従事内容がまったく確認できない場合は対象外となります。	5-28			
180	その他諸経費	来街者のケガや病気に備えて医薬品を購入した。補助の対象となるか。	使用した分は対象です。使用されなかった場合は、「使用実績のないもの」に当たるため対象外となります。	5-27			
181	その他諸経費	会場設営のための資材の運搬を知人に依頼しました。補助の対象となるか。	運搬に対する謝礼としてその他諸経費に計上してください。	5-29		15	
182	その他諸経費	神社等の祭礼にあわせてイベントを実施した場合の玉串料は補助の対象となるか。	憲法第89条(公金支出の禁止条項)に該当する可能性があるため、対象外となります。	5-30			
183	その他諸経費	ゴミ処理費用は補助の対象か。	イベントの実施に必要な経費であれば、補助の対象となります。			15	
184	その他諸経費	ゴミ処理について、有料ゴミ処理券を購入した。購入費用は補助の対象となるか。	大田区の有料ゴミ処理券は、10枚セットで販売されていますが、当該イベントと使用したゴミ処理券が補助の対象です。10枚のうち当該イベントでの使用が5枚であれば、5枚分のゴミ処理券控えの写しをご提出ください。			15	
185	その他諸経費	イベント実施の際、近隣住民に対する迷惑料は補助の対象となるか。	儀礼的な経費であり、補助事業に直接必要のない経費であるため対象外です。	5-32			
186	その他諸経費	振込手数料は補助の対象か。	対象となります。			3	
187	その他諸経費	両替手数料は補助の対象か。	対象外です。			3	
188	その他諸経費	道路使用許可手数料は補助の対象か。	対象となります。当該イベントの必要経費であることを許可期間等で確認します。			3	
189	その他諸経費	写真代は補助の対象か。	実績報告時には、経費が発生したものは原則全て写真に撮って提出を求めています。この写真の現像代や印刷にかかる経費は補助の対象となります。ただし、補助対象経費の上限は1万円です。			16	
190	その他諸経費	夏祭りでスタッフが着用するユニフォームを制作した。製作費は対象となるか。	対象となります。交付決定を受けた事業名を必ず記載してください。制作経費の領収書のほか、制作したものを着用した写真等、使用したことがわかるものを提出してください。			16	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の 案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
191	その他諸経費	制作したユニフォームは毎年使いたい。可能か。	次年度以降も同じイベントで使用する場合は、備品台帳に記載し管理してください。購入した年度だけでなく、使用した年度ごとに備品台帳を提出してください。			16	
192	その他諸経費	ユニフォームとは具体的にどのようなものをいうか。	Tシャツ、ブルゾン、帽子、エプロン、腕章、ピブス、半纏、法被等を想定しています。判断に迷う場合は、産業振興課へご相談ください。			16	
193	その他諸経費	イベントでスタッフが着用した法被をクリーニングに出した。クリーニング代は対象となるか。	商店街所有の備品にかかるクリーニング代は対象となり、備品台帳の提出が必要です。また、例えば町会から借りた紅白幕を返却前にクリーニングに出すといった場合のクリーニング代も必要な経費であるとし、補助の対象とします。	5-41		3	
194	その他諸経費	抽選会の景品を当選者へ送付する際の送料は、補助の対象となるか。	原則対象外ですが、感染症対策等のやむを得ない事情がある場合に限り対象となります。景品を郵送することがルール付けされていることがわかる周知物や書類、宛先伝票の控え等、用途が客観的にわかる書類を提出してください。				
195	その他諸経費	切手代は補助の対象となるか。	切手代は汎用性が高いため対象外です。但し、設問194に該当する場合はこの限りではありません。				
196	その他諸経費	来賓へ案内状を送付した。案内状の制作費用は対象となるか。	来賓にかかる経費はすべて対象外です。	5-31			
197	その他諸経費	収入印紙代は補助の対象となるか。	印紙税法に基づく税金であるため対象外です。	5-33			
198	その他諸経費	模擬店にかかる水道使用料は補助の対象となるか。	会員店舗の水道代は対象外です。例えば、近隣住民の水道をお借りした場合は、謝礼とする等して、経費を確認できる書類(領収書等)が提出されたものは対象となりますので、その他諸経費へ計上してください。				
199	その他諸経費	来賓へ手土産を購入した。補助の対象となるか。	儀礼的な経費であり、公費をもって補助することは適当でないため、対象外です。	5-31			
200	その他諸経費	視察等で相手方に渡す手土産は、補助の対象となるか。	儀礼的な経費であり、公費をもって補助することは適当でないため、対象外です。	5-31			
201	その他諸経費	来賓や地域関係者に対する接待にかかる飲食代は補助の対象となるか。	対象外です。	5-31			
202	その他諸経費	商店街関係者の打ち上げ等に係る飲食代は対象となるか。	対象外です。				
203	その他諸経費	有料レジ袋は補助対象となるか。	補助対象の物品を購入した際に持ち帰り用に購入する有料のレジ袋は、補助事業に直接必要のない経費となり、補助対象外となります。	5-42			
204	収益の報告	売上報告書とは何か。	補助事業の中で収益が生じた場合に報告する書類です。様式番号37または任意の様式で提出してください。必ず、商店街代表者と会計担当者の署名捺印が必要です。	7-2 7-9		17,18	
205	収益の報告	どのようなものが収益となるか。	以下のようなものが考えられます。 ・模擬店の現金売上 ・イベント会場で販売した模擬店券、ゲーム券類 ・イベント会場内の一部賃借料 ・商店街ポイントカード(満点カード)による抽選等への参加 ・商店会員以外からの協賛金 ・周知物等の広告料	7-2		17,18	
206	収益の報告	収益事業を実施した場合の売上は報告する必要があるか。	模擬店等の収益事業を実施した場合、その売上は報告してください。総事業費より差引き、補助対象経費を算定します。	7-2		17,18	

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
207	収益の報告	イベントの一環としてフリーマーケットを実施した。出店料は収益と見なされるか。	出店料は収益となります。売上報告書を提出してください。	7-6		17,18	
208	収益の報告	イベントの一環として空き缶回収を実施し、回収した空き缶は回収事業者へ売却した。	売上は収益となります。売上報告書を提出してください。			17,18	
209	収益の報告	模擬店の収益をチャリティとしてボランティア団体に寄付した。売上報告は必要か。	模擬店にかかる経費を計上する場合は、寄付に関わらず収益報告が必要です。収益は総事業費から差し引きします。	7-7		17,18	
210	収益の報告	協賛金を得た。収益として報告が必要か。	<p><収益報告が必要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員以外(企業や町会)からの当該事業への協賛金、寄付金、祝い金の類 ・負担金を一律求めている場合で、会員店舗がその店舗の判断で支払われた協賛金(会員である大型店から50万円の寄付等) <p><収益報告が不要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該イベントへの協賛ではなく、商店街年間活動への協賛金※領収書但書等で判断します。 ・会員からイベント開催のための負担金を一律の金額を定めて徴収したもの 	7-2 7-8		17,18	
211	収益の報告	商店街のスタンプカードのスタンプが全てたまったカード(満点カード)で、抽選に1回参加できる抽選会を実施した。	<p>商店街独自のポイントカード事業は、補助事業とは別事業となることから、スタンプが全て貯まったカード(満点カード)で当補助事業の抽選に参加できる場合は、満点カードで商店街でお買物できる金額相当を収益として報告してください。</p> <p>(例)カードが満点になると商店街で500円相当のお買物に使用できる場合、満点カードでの抽選会参加者が5人いれば、500円×5人=2,500円が収益となります。</p>	5-6		17,18	

< 活性化事業 >

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の案 内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
212	補助対象となる事業	どのような事業が補助の対象か。	<p>以下は代表的な事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設整備・街路灯・アーケード整備、改修、放送用スピーカー設置等 ●IT機能強化・HP作成、Eコマース導入、POSシステム導入等 ●顧客利便機能向上・タウンモビリティ導入、宅配事業、案内板設置等 ●コミュニティ機能強化 <p>詳しくは、「商店街事業のご案内(資料番号1)」をご覧ください。うえ、産業振興課までご相談ください。</p>		4,5	22~26	
213	補助対象となる事業	交付決定を受けた事業の内容を変更することは可能か。	原則、事業内容と趣旨を変更することは認められません。数量や仕様の変更は、変更等承認申請の手続きを経たうえで認められる場合があります。必ず、事象が発生した時点で産業振興課までご相談ください。	2-7			
214	補助対象となる事業	交付決定を受けた事業の実施時期を変更することは可能か。	活性化事業については、原則として時期の変更申請は不要です。大幅に変更となる可能性がある場合は、事前に区へご相談ください。	2-7			

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区商 店街支 援事 業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
215	補助対象となる事業	装飾灯が老朽化し、建替えを検討している。補助の対象となるか。	対象となります。耐用年数10年を満たしていることが条件です。 アーケード(主として金属性のもの)は耐用年数15年を満たしていることが条件です。 LEDの耐用年数は5年です。	6-3	4,5		
216	補助対象となる事業	装飾灯の建替えに、補助上限の定めはあるか。	活性化事業の補助上限額は、1億円(法人商店街)、2,000万円(任意会)です。 また、活性化の中で上限額が異なる事業もあります。詳しくは産業振興課までお問合せください。		4,5		
217	補助対象となる事業	装飾灯1基あたりの補助上限はあるか。	装飾灯(シンボル灯含む)1基あたりの補助上限額は120万円です。			22~26	
218	補助対象となる事業	アーチ1基あたりの補助上限はあるか。	アーチ1基あたりの補助上限額は500万円です。			22~26	
219	補助対象となる事業	装飾灯の移設は、補助の対象となるか。	移設のみを行う事業は対象外です。 移設のみを行いたい場合は産業振興課へご相談ください。	6-11			
220	補助対象となる事業	装飾灯・アーチの塗装は補助対象となるか。	補助対象となります。「改修に準じた修繕」にあたり、原状回復や維持管理の範囲内ですが、例外的に商店街の活性化につながるものとみなし対象です。 施工後の耐用年数は5年です。	6-4			
221	補助対象となる事業	装飾灯・アーチに塗装を行う場合、デザインや色の変更は必要ですか。	デザインや色の変更は必要ありません。	6-8			
222	補助対象となる事業	装飾灯の根巻補修は、補助の対象となるか。	補助対象となります。「改修に準じた修繕」にあたり、原状回復や維持管理の範囲内ですが、例外的に商店街の活性化につながるものとみなし対象です。 施工後の耐用年数は5年です。	6-5			
223	補助対象となる事業	アーケード・アーチの看板の取り換えを検討している。補助の対象となるか。	補助対象となります。ただし、看板自体を大きくしたり文字を見やすくする等、デザインの変更を伴う場合に限り、商店街の活性化につながるものとみなし対象です。	6-5			
224	補助対象となる事業	装飾灯の灯具のみ交換を検討している。補助の対象となるか。	補助対象となります。ただし、デザインの変更を伴う場合に限り、商店街の活性化につながるものとみなし対象です。デザインが変わらないものは認められません。	6-5			
225	補助対象となる事業	装飾灯の灯具交換に、電球や自動点滅器の交換もあわせて行いたい。すべて補助の対象となるか。	灯具交換と一体的に実施する場合に限り、対象経費となります。 経常的経費や機能維持のみを目的とする取組みは対象外です。	6-6			
226	補助対象となる事業	装飾灯の塗装とあわせて、清掃や点検も実施する。すべて補助の対象となるか。	塗装と一体的に実施する場合に限り、対象経費となります。 経常的経費や機能維持のみを目的とする取組みは対象外です。	6-10			
227	補助対象となる事業	装飾灯の電球交換のみを行う事業は、補助の対象となるか。	電球交換のみの事業は原則対象外です。 装飾灯の建替え、新設、灯具交換と同時に実施する場合に限り対象となります。 電球交換のみ行いたい場合は、産業振興課へご相談ください。	6-10			
228	補助対象となる事業	装飾灯の新設から10年が経過した。塗装を実施したいが、補助の対象となるか。	装飾灯の耐用年数は10年です。設置から10年が経過した装飾灯の建替え・塗装は、認められます。	6-1			
229	補助対象となる事業	アーケードの新設から10年が経過した。塗装を実施したいが、補助の対象となるか。	アーケードの耐用年数は15年です。設置から15年が経過したアーケードの建替えは認められます。塗装に限っては、装飾灯と同様10年経過しものが認められます。	6-9			

通番	項目	問合せ内容	回答	東京都 質疑 応答集	大田区 商店街 支援 事業の 案内	実績報告 書 作成 マニュアル	商店街の イベント事 業等にお ける景品 表示法の 適用につ いて
230	補助対象となる事業	5年前に塗装をしたが、劣化がひどくもう一度塗装を検討している。	塗装や根巻補修といった「改修に準じた修繕」については、次の「改修に準じた修繕」までの期間は、原則5年間とします。	6-7			
231	補助対象となる事業	補助事業にて装飾灯の建替えを実施した。次に実施して良い時期に定めはあるか。	法定耐用年数に応じた財産処分制限が適用されます。法定耐用年数満了前に、建替え等の改修を実施した場合は、補助金の返還が発生する可能性もありますので、ご注意ください。	6-1			
232	補助対象となる事業	駐車場・駐輪場の整備事業は、補助の対象となるか。	以下2点が、判断基準となります。 ・駐車場、駐輪場が街区内にあるか ・駐車場、駐輪場の利用者が商店街来街者と明確にいえ るか 詳しくは、産業振興課へご相談ください。	6-13			
233	補助対象となる事業	施設整備等における備品のリースは、対象経費となるか。	リースは賃借期間が長期にわたり、単年度補助事業になじまないため対象外です。	6-15			
234	補助対象となる事業	複数年にわけて活性化事業を実施することは認められるか。	複数年連続して、同一内容・同一事業者が行う事業への補助はできません。ただし、交付申請時に事業計画が明示されている場合は、補助対象となる場合があります。予め、産業振興課までご相談ください。	6-16			
235	補助対象となる事業	防犯カメラの設置は、補助の対象となるか。	活性化事業では補助できません。防災設備の整備に対する補助金は別にありますので、詳しくは産業振興課へご相談ください。	6-17			
236	補助対象となる事業	商店街のホームページ制作を委託します。補助の対象となるか。	対象となります。	6-20			
237	補助対象となる事業	ホームページのランニングコストは補助の対象となるか。	ランニングコストや保守にかかる費用は対象外です。	6-20	4~6		
238	補助対象となる事業	商店街ホームページの作り替えは、補助の対象か。	新設や作り替えは対象となります。公開後の耐用年数は5年です。	6-20	4~6		
239	補助対象となる事業	商店街ホームページの更新は補助の対象か。	更新のみの事業は活性化事業では対象外です。商店街戦略的PR事業費補助金の対象となる場合がありますので、産業振興課までご相談ください。	6-20	4~6		
240	補助対象となる事業	3年前に商店街ホームページを開設したが、作り替えることを検討している。	開設から5年間を経過している場合は、補助の対象となります。5年未満のものは認められません。	6-20	4~6		
241	補助対象となる事業	3年前に商店街ホームページを開設した。この度、多言語対応に作り替えることを検討している。	既存の多言語未対応ページに多言語対応機能を実装する場合に限り、耐用年数以内でも実施可能です。	6-20	6		
242	補助対象となる事業	3年前に多言語対応化した商店街ホームページを、作り替えることを検討している。	多言語対応事業は利用後5年間は、利用できません。	6-20	6		
243	補助対象となる事業	看板の一部を多言語対応すればよいか。	多言語化する場合、対象物の一部だけを多言語化することは認められません。	6-27	6		